

-子どもの権利から見えてくる子育てのカタチ-

子どもが真ん中な社会ってどんな社会？

～宮古島市 子育て支援条例制定に向けて～

2025年11月16日

児童虐待防止全国ネットワーク 副理事長
子育てアドバイザー/キャリアコンサルタント
資格／保育士・幼稚園教諭、心理学検定1級
こうそときこ

高祖 常子 こうそときこ

- NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク 副理事長（オレンジリボン）
 - NPO法人タイガーマスク基金 代表理事
 - こどもすこやかサポートネット 副代表
 - NPO法人ファザーリング・ジャパン 副代表理事
マザーリングプロジェクト リーダー
 - にっぽん子育て応援団 元運営委員
 - 足立区男女共同参画推進委員副委員長（2020年度）
 - 足立区子ども支援専門部会特別部会員
 - 厚生労働省「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」構成員（2021年度）
 - 内閣官房こども家庭庁設立準備室「就学前の子どもの育ちに係る基本的な指針に関する有識者懇談会」委員（2022年度）
 - こども家庭庁「幼児期までの子どもの育ち部会」委員（2023年度～）
 - Yahoo!ニュース エキスパート コメンテーター 朝日新聞コメンテーター
 - 子どもアドボケイト（NPO法人子どもアドボカシーをすすめる会TOKYO）
 - インターネットサイト「こそだて」編集長/育児情報誌「miku」元編集長
 - 保育士、幼稚園教諭2種、心理学検定1級
 - キャリアコンサルタント(国家資格)
 - 認定子育てアドバイザー
(NPO法人日本子育てアドバイザー協会)
 - ファミリーサポート提供会員など
- 【著書】『感情的にならない子育て』（かんき出版）
『男の子に厳しいしつけは必要ありません』（KADOKAWA）
『どう乗り越える？小学生の壁』（風鳴舎）ほか



@NHK

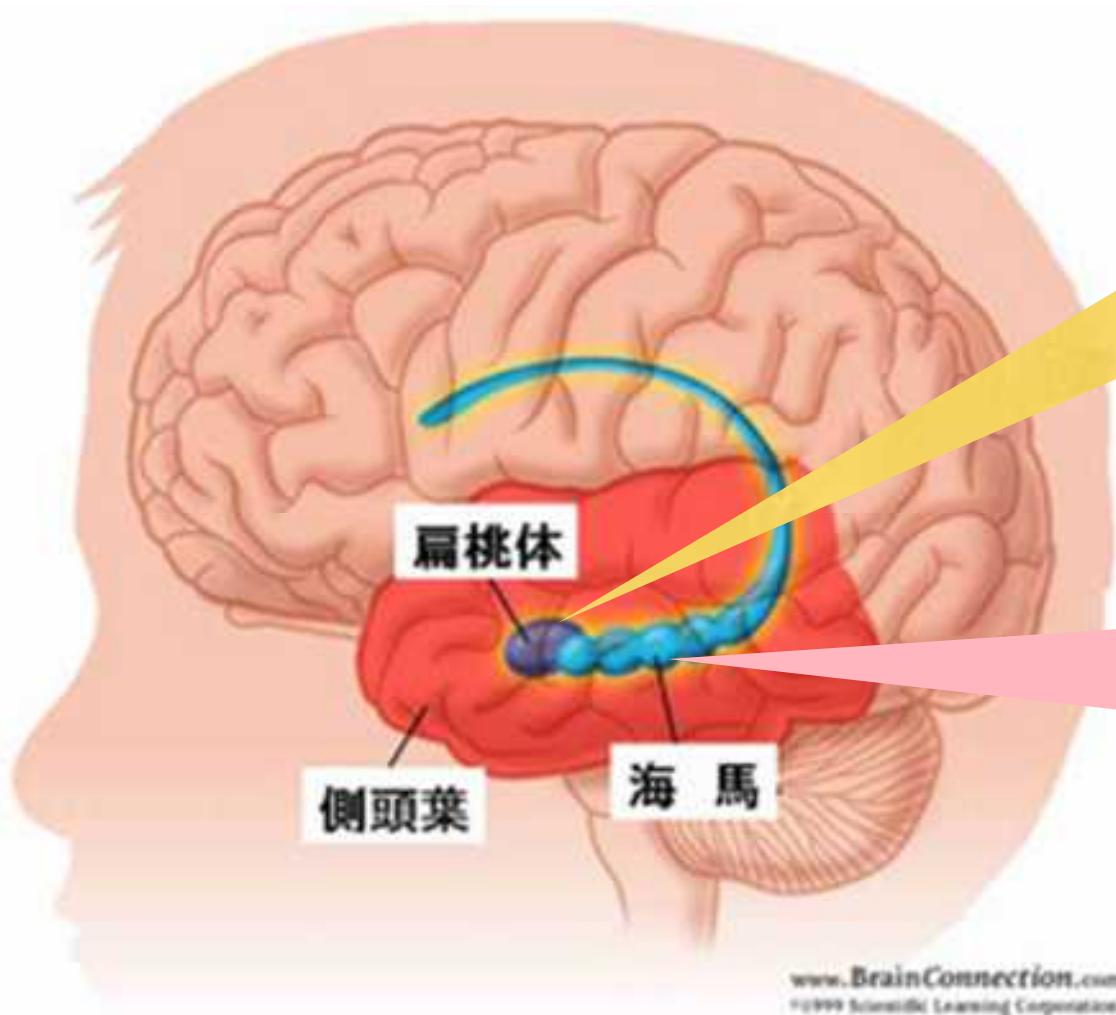




24時間以内にあったいいことを
考えてみよう！

- お名前
- 所属
- 24時間以内にあったいいこと

ワクワクすると記憶力がよくなる



ワクワクすると
扁桃体が反応
(感情記憶)

海馬（短期記憶）
が活性し、記憶の
引き出しが円滑に

特別なサポートが必要な家族

- ・子ども虐待 ・DV
- ・子どもが障がい児(発達障がい、身体障がい.....)
- ・きょうだいに障がい児がいる
- ・医療的ケア児(在宅約2万人／令和3年厚生労働省)
- ・アトピー、アレルギーなど重症疾患
- ・ダブルケア(子育てと介護の同時進行)
- ・ヤングケアラー
- ・貧困 ・親がうつなどの精神疾患を抱えている
- ・一人親 ・多胎児
- ・外国籍(親の一方または両方)
- ・ステップファミリー(子連れ再婚など血縁のない親子・きょうだい)
- ・里親(親族里親...)
- ・親との確執(サポートが受けられない、受けたくない) など

養育者がストレスを抱えると、子どもがストレスのはけ口に

「子ども虐待」とは？

しつけと虐待は違います。
子どもが耐え難い苦痛を感じれば、それは虐待です。

保護者が子どものためだと考えていても、過剰な教育や厳しいしつけによって、子どもの心や体の発達が阻害されるほどであれば、あくまで子どもの側に立って判断し、虐待と捉えるべきでしょう。

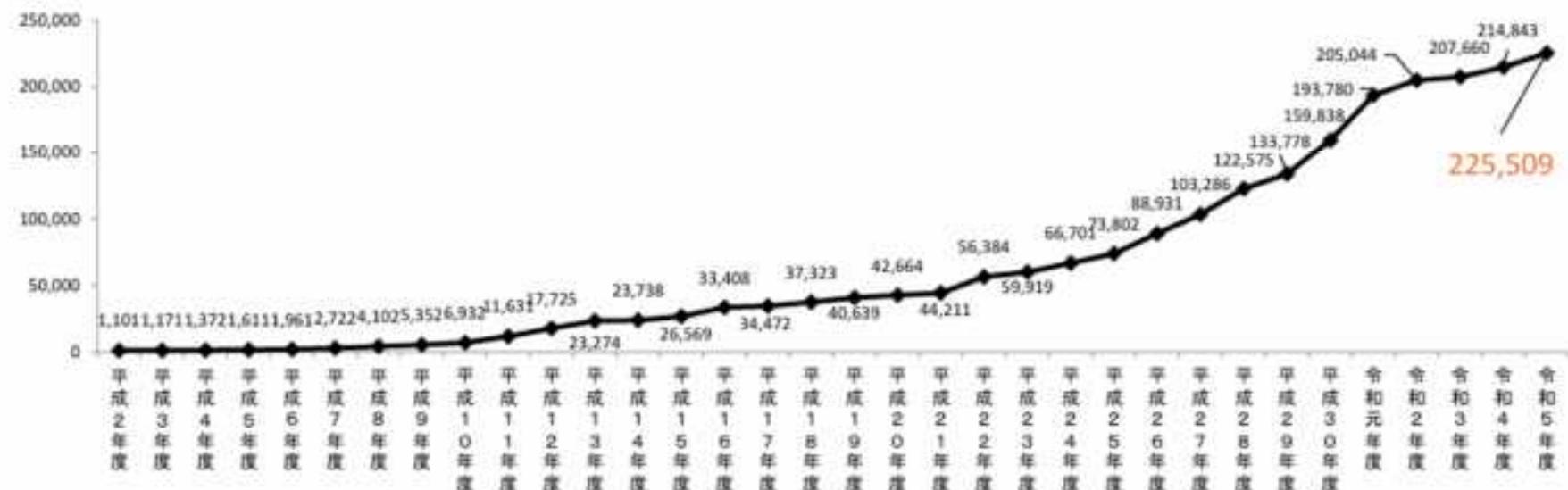
児童相談所における児童虐待相談対応件数とその推移

○全国233か所の児童相談所における令和5年度の児童虐待相談対応件数は225,509件。

※ 対前年度比+5.0%（10,666件の増加）（令和4年度：対前年度比+3.5%（7,183件の増加））

※ 児童相談所における児童虐待相談対応件数とは、児童相談所が相談を受け、援助方針会議等の結果、児童虐待と判断して指導や措置等を行った件数。
【主な傾向】

- ・心理的虐待に係る対応件数の増加（令和4年度：128,114件→令和5年度：134,948件（+6,834件））
 - ・警察等からの通告等による児童虐待相談対応件数の増加（令和4年度：112,311件→令和5年度：116,649件（+4,338件））
- （令和4年度と比較して児童虐待相談対応件数が増加した自治体への聞き取り）
- ・関係機関の児童虐待防止に対する意識や態度が高まり、関係機関からの通告が増えている。



（注）平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、端無算を除いて集計した数値。

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件 数	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	214,843	225,509
対前年度比	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%	+3.5%	+5.0%

以下の状況になったとき、あなたは？

- ・自分が叩かれたとき
- ・知らない人が叩かれているのを見たとき
- ・大好きな人(パートナー、恋人、親友)が、他の人から叩かれているのを見たとき
- ・自分の3倍の大きさの巨人が、自分の3倍の手で叩いてきたとき

なぜ叩いたり怒鳴ったりは
いけないのか

- 恐怖や不安による支配
- 問題の解決方法を教えていない
- 子どもに暴力の使用を教える
- 取り返しのつかない事故になることも

“親の体罰禁止”明記へ



日テレニュース20190227



2019年6月19日可決成立！
2020年4月1日施行

+ 「体罰等の禁止」 ガイドライン

- 「すべての人」「体罰等」「暴言も含む」
- 「どんなに軽いものでも」と明記
- 親を追い詰めるのではなく、社会全体で子育てしていくこうという意思表示

法律の施行を踏まえ、**子どもの権利が守られる**体罰のない社会を実現していくためには、一人ひとりが意識を変えていくとともに、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいかなくてはなりません。

「体罰等によらない子育てのために～ みんなで育児を支える社会に～」より

日本も世界で59カ国目の「体罰全面禁止国」承認！（2020年2月20日）



こども家庭庁設置法案 & こども基本法2022年6月15日可決成立！ 2023年4月スタート

こども家庭庁、来年4月始動へ 子どもの権利守る基本法も成立



6/15(水) 13:24 配信
朝日新聞
DIGITAL



参院本会議で、こども家庭庁設置法が賛成多数で可決成立した=2022年6月15日午後1時15分、国会内、上田幸一撮影

朝日新聞20220615

2022年6月10日
「こども基本法の成立を求めるプロジェクト」
記者会見



こども家庭庁設置法（令和4年法律第75号）の概要

趣旨

子ども（心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、子どもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、子ども及び子どものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他の子どもの健やかな成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援並びに子どもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

概要

1. 内閣府の外局として、こども家庭庁を設置
2. こども家庭庁の長は、こども家庭庁長官とする
3. こども家庭庁の所掌事務

（1）分担管理事務（自ら実施する事務）

- ・小学校就学前の子どもの健やかな成長のための環境の確保及び小学校就学前の子どものある家庭における子育て支援に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
- ・子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援
- ・子どもの保育及び養護
- ・子どものある家庭における子育ての支援体制の整備
- ・地域における子どもの適切な遊び及び生活の場の確保
- ・子ども、子どものある家庭及び妊娠産婦その他母性の福祉の増進
- ・子どもの安全で安心な生活環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進
- ・子どもの保健の向上
- ・子どもの虐待の防止
- ・いじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備
- ・子どもの権利利益の擁護（他省の所掌に属するものを除く）
- ・子ども大綱の策定及び推進

等

（2）内閣補助事務（内閣の重要政策に関する事務）

- ・子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現のための基本的な政策に関する事項等の企画及び立案並びに総合調整
- ・結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整
- ・子ども・若者育成支援に関する事項の企画及び立案並びに総合調整

4. 資料の提出要求等

- ・こども家庭庁長官は、こども家庭庁の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができるとする

5. 審議会等及び特別の機関

- ・こども家庭庁に、こども政策に関する重要事項等を審議するこども家庭審議会等を設置し、内閣府及び厚生労働省から関係審議会等の機能を移管するとともに、こども基本法の定めるところによりこども家庭庁に置かれる特別の機関は、内閣総理大臣を会長とするこども政策推進会議とする。

6. 施行期日等

- ・令和5年4月1日
- ・政府は、この法律の施行後5年を目途として、小学校就学前の子どもに対する質の高い教育及び保育の提供その他の子どもの健やかな成長及び子どものある家庭における子育てに対する支援に関する施策の実施の状況を勘案し、これらの施策を総合的かつ効果的に実施するための組織及び体制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

こども家庭庁法【趣旨】

年齢の上限を
定めていない

こども(心身の発達の過程にある者をいう。以下同じ。)が**自立した個人として**ひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、**子どもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮すること**を基本とし、

こども及び子どものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他の**こどもの健やかな成長**及び**子どものある家庭における子育てに対する支援**並びに**子どもの権利利益の擁護**に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのつったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども基本法

-基本理念の抜粋-

「全てのこどもについて」←条文の冒頭

- 個人として尊重されること
- 差別的取り扱いを受けることがないようにすること
- 年齢及び発達の程度に応じて、意見を表明する機会は保証されること
- 多様な社会的活動に参画する機会が保証
- 意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること

「子どもの権利条約」

4つの柱

1 生きる権利



防げる病気などで命を奪われないと。
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

2 育つ権利



教育を受け、休んだり遊んだりできること。
考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができるなど。

3 守られる権利



あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。
障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど。

4 参加する権利



自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど。

「子どもの権利条約は大きく分けて、次の4つの権利を守るように定められています。そして、子どもにとって一番良いことを実現することを目指しています。

1989年の国連総会で採択、1990年に発効。日本は1994年に批准。(ユニセフHPより)

「子どもの権利条約」4つの原則

1989年の国連総会で採択、1990年に発効。日本は1994年に批准。



＜差別の禁止＞(差別のないこと)

- すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



＜生命、生存及び発達に対する権利＞(命を守られ成長できること)

- すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

ユニセフHPより 20

「子どもの権利条約」4つの原則



<子どもの意見の尊重>(意見を表明し参加できること)

- ・ 子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



<子どもの最善の利益>(子どもにとって最もよいこと)

- ・ 子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

今紹介した

「子どもの権利条約」4つの原則

- ・ 条約の基本的な考え方は、4つの原則で表されます。
- ・ それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切です。
- ・ 4つの原則は、「こども基本法」(2023年4月施行)にも取り入れられています。

日本ユニセフ協会HPより一部編集

子どもの権利について考えよう

学校、遊び、進路、親子関係…

- 権利が守られている

- 権利が守られていない

【ディスカッション】
子どもの権利が守られていないことに
はどんなものがあるでしょうか？
子どもの権利が守られている場面は？

以下の状況になったとき、あなたは？

- ・自分が叩かれたとき
- ・知らない人が叩かれているのを見たとき
- ・大好きな人(パートナー、恋人、親友)が、他の人から叩かれているのを見たとき
- ・自分の3倍の大きさの巨人が、自分の3倍の手で叩いてきたとき

子どもの権利条約第12条

意見を表す権利

- ・子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。
- ・その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。

日本ユニセフ協会HP「子どもと先生の広場」

- ・原文では、「opinions」ではなく「view」という言葉が使われています。日本語に訳すと「意見を言う」というより、「見方」という意味があります。

【ディスカッション】 子どもが意見を言えるために何が必要か？

- ・ 場所・環境は？
- ・ 聞く人が心がけることは？
- ・ 言葉がしゃべれない、今は言いたくない時は？

自己肯定感が育つのは？

＜自分が行動しようとした時に、
否定される、馬鹿にされる、罰
を与えられることを恐れた時＞

- ・いらだち、怒り、恨み
- ・不安・怖い
- ・自信を失う
- ・受け入れられていない
- ・自分はダメな子だ
- ・自分を大切に思えない
- ・自尊感情が育まれない

＜認められたとき＞

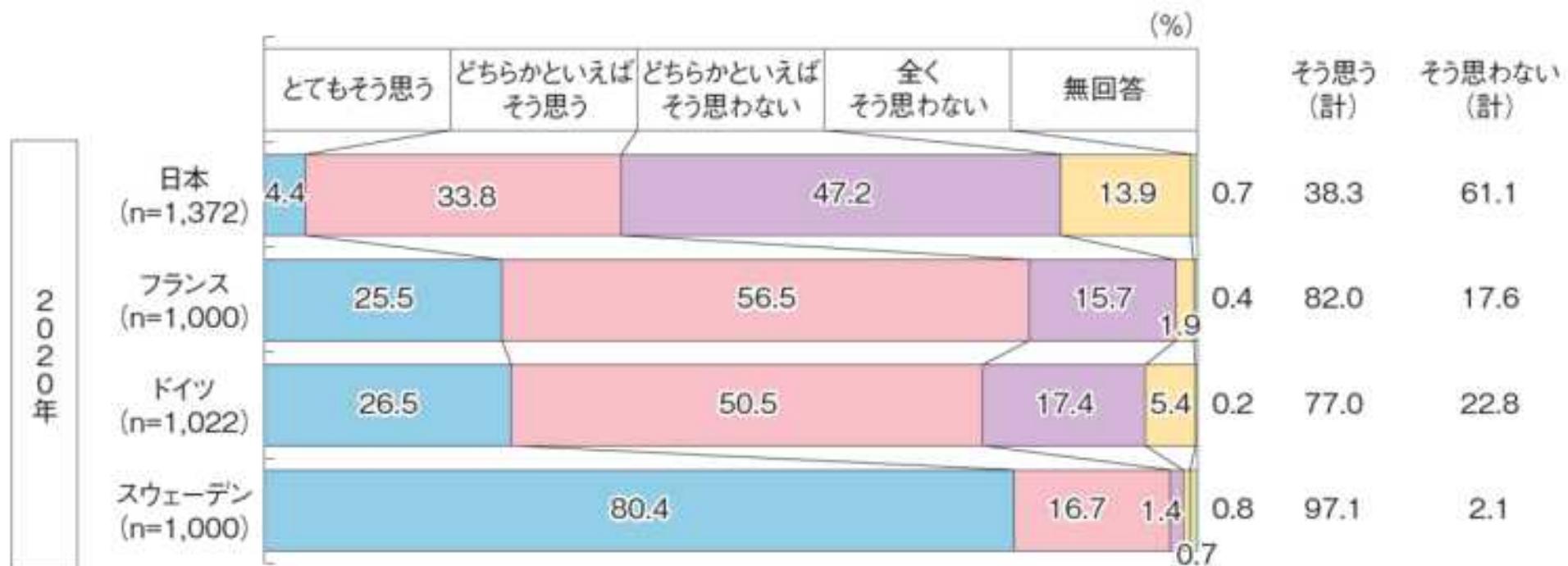
- ・安心・安全
- ・親や保護者との信頼関係、結
びつきがより強くなる
- ・自信をつける
- ・もっと新しいことに挑戦した
い！
- ・自立した個人として、尊敬され
ることを感じる
- ・他者に対して、優しくなれる
- ・自尊感情の芽生え

子どもアドボカシーの6原則

- ◆**子ども主導**: 4つの理念である「セルフアドボカシー」と「子どもは権利行使主体」に立って、子どもがアドボカシーを導いていくこと。
- ◆**エンパワメント**: 子どもがアドボカシーできるよう、子どもの力を発見し、その力を使って自分で話をするのを助けること。
- ◆**秘密を守る**: プライバシーを常に尊重し、子どもの同意なしに他に漏らさないこと。ただし子ども自身や他の人に重大な害が及ぶことを防ぐため、また裁判所が命じた場合は秘密を伝えることがあると子どもにきちんと伝えること。

- ◆**独立性**: 子どもアドボカシーをするアドボケイトが、全ての利害関係から自由であること、それを子どもがちゃんと信じることができるようになると。
- ◆**機会の平等**: 性別、人種、宗教、文化、年齢、民族、言語、障がい、セクシャリティを理由によってアドボカシーが妨げられないようになると。
- ◆**子どもの参加**: アドボカシー活動のすべての段階に子どもたちが参加することで、子どもアドボカシーがより効果的になること。

「自国は子どもを生み育てやすい国だと思うか」
生み育てやすいと思わないと回答した
割合が61.1%



令和2年度少子化社会に関する国際意識調査（2021（令和3）年3月 内閣府）

はじめの100か月の 育ちビジョン



こども家庭庁「幼児期までの子どもの育ち部会」で策定した 32
「はじめの100か月の育ちビジョン」

「はじめの100か月の育ちビジョン」とは？

- ✓ 子どもの小学校1年生までの重要な時期に、一人一人が健やかに育つことができるよう、みなさんに大切にしてほしい考え方をまとめました。
- ✓ すべての人に「はじめの100か月の育ちビジョン」に共感してもらうことで、社会の考え方を変えていくきっかけをつくるとともに、「羅針盤」が進むべき方向を指示示すように、国や自治体がどのような政策に取り組んでいくべきかを示す役割を果たします。



『はじめの100か月』とは？



- 『はじめの100か月』は、生涯にわたるウェルビーイング(身体・心・環境(社会)の面での幸せ)の向上に繋がっていく、特に大切な時期です。
- この時期に大切にしたい考え方を、5つのビジョンとしてまとめています。

※誕生日によって変動あり。94~106か月⇒概ね100か月。

『はじめの100か月』は、生涯にわたるウェルビーイング(身体・心・環境(社会)の面での幸せ)の向上に繋がっていく、特に大切な時期です

02

「安心と挑戦の循環」
を通して子どもの
ウェルビーイング
を高める

乳幼児の育ちには、

「安心」と「挑戦」の繰り返しが大切



豊かな遊びと体験



様々な人や自然・絵本などの環境と出会い、興味・関心に
応じた「遊びと体験」をすることで、外の世界へ「挑戦」

アタッチメント（愛着）



子どもが不安なときなどに身近な大人が寄り添うことや、安心感
をもたらす経験を繰り返すことが、「安心」という土台を築く

子どもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す



子どもや子育てに直接関わりがある人も、ない人も、
全ての人が子どもの育ちにとって大切な役割を担っています。

こども基本法を踏まえて、権利や尊厳を守る



✓ 乳幼児は生まれながらに権利をもっている

すべての乳幼児が大切に育てられている。



✓ 乳幼児の生命や生活を保障する

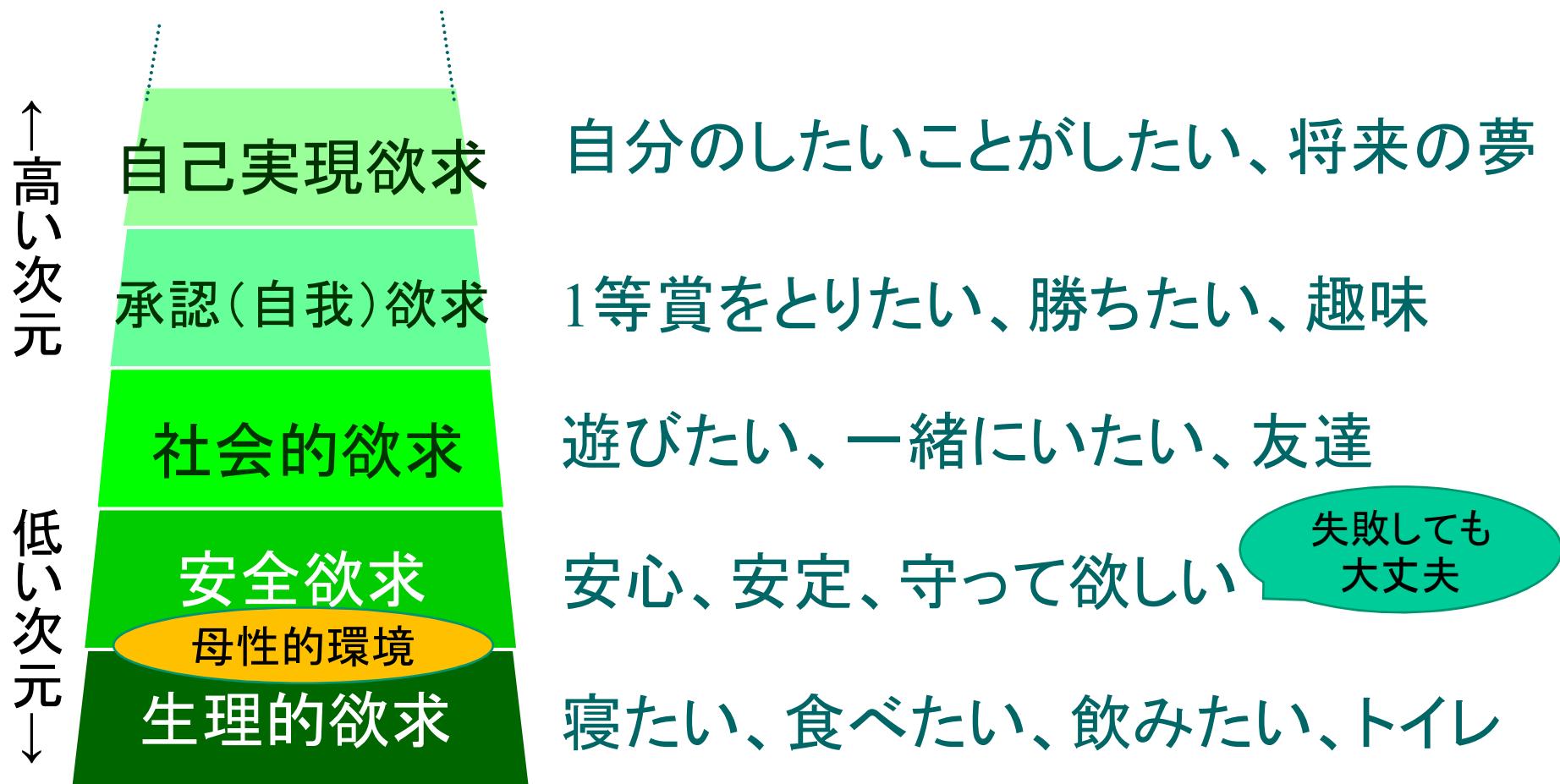
どんな環境や状況にあっても、生命・健康・衣食住などが
守られている。



✓ 乳幼児の思いや願いを尊重する

乳幼児は、言葉だけでなく、様々な形で思いや願いを表現。
一人一人のベースに応じて、それらが尊重されている。

「子どもの欲求」は下から積み重なっていく



【マズローの欲求段階説】 低次元の欲求が満たされないと、高次元の欲求はわいて来ない。
自己実現欲求は無限に広がり、これが生き甲斐にもなる。³⁸

「愛の鞭ゼロ作戦」

子育ての5つのポイント

2017年作成

- ・子育てに体罰や暴言を使わない
- ・子どもが親に恐怖を持つとSOSを伝えられない
- ・爆発寸前のイライラを
クールダウン
- ・親自身がSOSを出そう
- ・子どもの気持ちと行動を
分けて考え、育ちを応援



「体罰等によらない子育てのために ～みんなで育児を支える社会に～」

2020年
3月作成

こども家庭庁サイトから啓発ツールを
ダウンロードして使えます！

「たたかれていい子どもなんて、 いないんだよ。」

2021年作成

たたかれていい
子どもなんて、
いないんだよ。

子どもがもっている権利

- たたかれたり
ひどいことを
言われない
- 元気に・健康に
毎日をすごして
成長する
- 保護者の人から
育てられる
育ててもらえる
- 自分の意見を言う
話を聞いて
もらえる

これらは、世界の国々で約束されている、子どもの権利です。
誰からも、二度寝を奪われることがあってはいけません。

やうやく大人や大人同士が「生き残れ!」や「生き残る方法!」とし、「一人が生き残りたい」といふにまで至ったときに、誰かで生き残るために競争してしまいます。
あなたの方はもうやめてほしい人は、よくかかってください。

電話でも相談できます

厚生労働省
189
0120-189-783

体罰は、法律で禁止されています。

「しつけ」と言って、おうちの人や大人の人から、
こんなことをされていませんか？

これらはすべて「体罰」といって、法律で禁止されている行いです。

- たたく・ける
- 長時間の正座
- どこかに
とじこめられる
- 無視される
- きょうたいと
比べてけなす
- 偉まれてきたこと
を否定される

こんなことも、子どもの権利を侵害する行いです。

こんなに大好きな親子でも、こんなことをされたら、嫌くて、悲しくて、つらいですよね。
でも、大人を悩んだり、困ったり、いやなことがあって頭を悩んだりすることもあります。
だからといって子どもに体罰などあたることなく、何をすればいいのでしょうか。
あなた自身やお友達が「体罰や暴力をやめたいかも?」と思ったら、
相談できる人の相談してみてよう。
あなたの元に寄りたいと思ってくれる、おともだちよ。



『どう乗り越える?小学生の壁』

風鳴舎